

◎少年院法（平成二六年六月一日法律第五八号）

一、提案理由（平成二六年五月二六日・衆議院法務委員会）

○谷垣国務大臣 少年院法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行の少年院法は、昭和二十三年に制定されて以来、社会情勢が大きく変化したにもかかわらず、抜本的な見直しが行なわれておらず、矯正教育に關する規定は乏しく、少年院に收容される在院者の権利義務關係、職員の権限等も明確ではなく、今日では極めて不十分なものとなっております。

他方で、昨今の少年非行の状況に鑑みますと、在院者について矯正教育を中心とした処遇を適切に行うことにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図ることは重要な課題となっております。

この法律案は、このような状況を踏まえて、少年院の適正な管理運営を図るとともに、在院者の人權を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、現行の少年院法を全面的に見直して新たに少年

院法を定め、所要の法整備を行おうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、少年院の管理運営に關する事項を定めるものであり、少年院の運営の透明性を確保するために、少年院視察委員会の設置、組織及び権限についても定めるものであります。

第二は、在院者の処遇について定めるものであり、在院者の処遇の原則、矯正教育の基本となる事項、在院者に対する社会復帰支援、在院者の権利義務の範圍、その生活及び行動に制限を加える場合の要件及び手続、面会、信書の發受等の外部交通等について定めるとともに、在院者が自己の受けた処遇全般について行う不服申し立ての手続として、法務大臣に対する救済の申し出、監査官及び少年院の長に対する苦情の申し出の制度を整備するものであります。

………(略)………

以上が、これら法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

二、衆議院法務委員長報告（平成二六年五月二七日）

○江崎鐵磨君 ただいま議題となりました三法律案につきまして

て、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、少年院法案は、少年院の適正な管理運営を図るとともに、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、現行の少年院法を全面的に見直して新たに少年院法を定めようとするものであります。

……(略)……

以上三法律案は、去る五月十四日本委員会に付託され、十六日谷垣禎一法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日八王子少年鑑別所及び多摩少年院の視察を行いました。早速二十一日から質疑に入り、二十三日、質疑を終局し、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

### 三、参議院法務委員長報告(平成二六年六月四日)

○荒木清寛君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、少年院法案は、少年院の適正な管理運営を図るとともに、少年院に収容される在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うため、少年院の管理運営に関する事項を定めるとともに、矯正教育の基本となる事項、在院者の権利義務の範囲、その生活及び行動を制限する場合の要件及び手続等を定めるほか、在院者による不服申立ての制度を整備しようとするものであります。

……(略)……

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査を行い、少年矯正の基本的理念、広島少年院における不適正処遇事件の原因についての調査及び分析、新法制定を受けた今後の社会復帰支援への取組、少年が育った家庭環境等に着目して矯正を図る必要性、少年院及び少年鑑別所の透明性向上のための視察委員会制度の実効性確保策、救済及び苦情の申出制度の趣旨と実効性確保策、矯正医療における医官の人数及び質の十分な確保の重要性、再犯防止に向けた保護者との連携の強化策、処遇困難少年の増加と矯正教育課程の適合性、少年矯正における被害者の視点の重要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

少年院法

以上、御報告申し上げます。